明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三〇一）　二

〔省　令〕

○農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四九）　二

〔告　示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**四五）　三

○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**四六）　三

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三八八）　四

○除籍が滅失した件（**同**三八九）　四

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三九〇）　四

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**厚生労働**三四九）　六

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**同**三五〇）　七

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一〇四）　八

○航路標識に関する件（**同**一〇五、一〇六）　八

○崎山湾自然環境保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更に関する件（**環境**九七）　八

○道路に関する件（**中部地方整備局**一五一、一五二）　八

○道路に関する件（**中国地方整備局**一五六～一六〇）　八

○道路に関する件（**九州地方整備局**一八八～一九二）　八

〔人事異動〕

国家公安委員会　警察庁　財務省　文部科学省　農林水産省　福島県　群馬県　東京都　三重県　愛媛県　福岡県　鹿児島県　横浜市　九

〔皇室事項〕

官庁事項　一〇

〔官庁報告〕

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一〇

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇

〔地方自治事項〕

諸事項　一〇

〔公　告〕

官庁

財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一三〇

会社その他　一三一

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三〇一号）（内閣府本府）

1　平成二六年七月三〇日から八月二五日の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。